

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

部 局 名：市民部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[市民協働推進課]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの</p> <p>大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管理をされたい。</p> <p>[大南支所]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア 公用車の運行管理事務が適正でないもの</p> <p>大分市自動車管理規程の規定では、課等管理車の運転使用者は、自動車の運行状況を自動車運転日誌に記載し、主管の長に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、自動車運転日誌に記載をしていたものの、主管の長の確認印が押印されていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規程に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[大在支所]</p> <p>(1) 収入事務について</p> <p>ア 調定事務が適正でないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について調査し、その調査が適正であると認めるときは、直</p>	<p>[市民協働推進課]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア ご指摘のありました件につきましては、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知書を会計管理者あて提出いたしました。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管理に努めます。</p> <p>[大南支所]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア ご指摘のありました件につきましては、大分市自動車管理規程の規定に基づき、主管の長（支所長）が押印し、事務処理の是正を行いました。</p> <p>今後は規程に従い、支所長が押印のもらえないことを確認し、適正に事務処理をいたします。</p> <p>[大在支所]</p> <p>(1) 収入事務について</p> <p>ア ご指摘のありました公民館使用料等の収入調定書による受入決定について、複数人によるチェック機能を働かせ、直ちに収入の決定することと</p>	

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>ちに収入の決定をしなければなら ないとされている。</p> <p>しかしながら、公民館使用料等 について、指定金融機関に払い込 まれていたものの、収入調定書に より受入れを決定していないもの が見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務 処理をされたい。</p> <p>[坂ノ市支所]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの</p> <p>大分市物品取扱規則の規定で は、物品管理者は、その所管に属 する物品で損傷はなはだしく使用 できないと認めるものについて は、決裁をうけて処分することが できるとされている。</p> <p>しかしながら、決裁をうけずに 備品を処分しているものが見受け られた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管理 をされたい。</p>	<p>しました。</p> <p>今後は、規則に従い適正な 事務処理に努めます。</p> <p>[坂ノ市支所]</p> <p>(1) 備品等管理事務について</p> <p>ア ご指摘のありました件につ いては、大分市物品取扱規則 に基づき、物品処分通知書を 会計管理者あて提出しまし た。</p> <p>今後は、規則に従い適正な管 理に努めます。</p>	